

芽室町中央公民館指定管理者募集要項

芽室町中央公民館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

施設の名称	芽室町中央公民館
施設の所在地	河西郡芽室町東3条3丁目1番地
施設の設置目的	町民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置する。
施設の概要	構造・規模：鉄筋コンクリート 地下1階 地上3階建 敷地面積：5,910m ² 延床面積：4,230m ² 地下1階 機械室 地上3階 展示ホール、大ホール（固定席540席） リハーサル室、ゆうゆう活動室1・2、相談室 会議室、印刷室、事務室、警備員室、準備室 講堂、研修室、図書資料室、会議室1・2 和室、調理実習室、視聴覚室、美術工芸室 機械室
施設の見取図	別添、資料参照

2 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 芽室町中央公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 公民館講座・各種展示会の開設及び運営に関すること。
- (3) 芽室町中央公民館の施設の使用に関すること。
- (4) 管理基準及び業務詳細は芽室町中央公民館指定管理業務仕様書のとおり。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に支払われます。

5 利用料金制

当該施設は利用料金制を導入しませんので、利用者が支払う施設使用料金及び講座受講料は町の収入となります。

6 応募の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 指定期間中、安全円滑に対象施設の管理ができる団体であること。
- (3) 類似施設管理業務について3年以上の管理実績があること。
- (4) 十勝管内に事業所、事務所を置く団体であること。
- (5) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により芽室町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
 - ⑤指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥本町における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦国税及び地方税を滞納している者
 - ⑧暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ⑨銀行取引停止を受けている者

7 応募にあたっての留意点

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 芽室町が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じ

ます。また、目的の範囲であっても、無断で第三者に使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

- (3) 応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じことがあります。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 提出書類及び選定結果については、公表する場合があります。

8 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法規を遵守しない場合は、指定の取消し、停止解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な利用がない限り、住民の利用を拒んではなりません（地方自治法第244条第2項）。又、利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません（地方自治法第244条第3項）。
- (3) 指定管理者の指定業務について、「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「芽室町情報公開条例」が適用になります。

9 説明会及び質疑等

- (1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催します。
日 時 令和6年6月6日（木） 午後2時00分
場 所 芽室町役場2階会議室7（芽室町東2条2丁目14番地）
- (2) この指定管理者募集要項、仕様書等に対する質問は、別紙「質問書様式」により令和6年6月17日（月）午後5時までに下記の書類提出先まで提出してください。

10 提出書類

提出書類は、原則A4サイズ縦綴じとします。

- (1) 公の施設に係る指定管理者申込書（別紙第1号様式（第4条関係）
- (2) 上記申込書に記載する提出書類
- (3) 類似施設の管理実績
- (4) 職員配置計画

11 提出部数

2部（うち1部は製本しないで提出してください。）

12 申込み書類の提出先

〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地

芽室町教育委員会生涯学習課社会教育係

TEL 62-9730 FAX 62-7037

13 申込受付期間

令和6年5月30日（木）～7月10日（水）午後5時まで

※郵送の場合は7月10日（水）必着

14 選定方法及び選定基準

（1）応募書類に基づき「芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記事項を考慮し総合的に判断を行い、指定管理者の候補者を選定します。

- ①利用者の平等な利用が確保されること
- ②利用者に対するサービスの向上が図られること
- ③施設の効用を最大限発揮されるものであること
- ④施設の適切な維持管理が図られること
- ⑤管理経費の縮減が図られるものであること
- ⑥安定した管理能力があること
- ⑦地域住民の声が反映されること

（2）選考結果については、令和6年8月1日（木）までに応募者全員にお知らせします。

（3）選定委員会の候補者選考の意見を受けて、指定管理者を選定し、町議会の議決を経て指定します。

15 問合せ先

芽室町教育委員会生涯学習課社会教育係

TEL 62-9730 FAX 62-7037

電子メール : k-shakyou@memuro.net

16 添付資料

- (1) 「指定管理業務仕様書」
- (2) 基本協定書（案）、年度協定書（案）
- (3) その他、関係条例等